

ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン一水和物の 作業環境測定 (平成18年基発第0331008号)

● 概要

厚生労働省において、ヒドラジン一水和物についてガン原性の疑いに着目し調査を進めてきたところ哺乳動物を用いた長期毒性試験より、ヒドラジン一水和物が哺乳動物の肝臓に悪性の腫瘍を発生させることが判明したと報告されております。

人に対するガン原性については確定されていませんが、労働者が長期間ばく露された場合において健康障害を生ずる可能性が否定できないので、健康障害防止において特別の配慮が求められます。

このことにより、厚生労働省では平成18年に「ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン一水和物による健康障害を防止するための指針」(基発第0331008号)を通知しました。

なお、上記の指針は**ヒドラジン類又はヒドラジン類をその重量の1%を超えて含有するもの**(以下、ヒドラジン類等)を**製造し、又は取り扱う**業務全般を対象とします。

ばく露低減措置

労働者のばく露防止のための措置

1. 作業環境管理
 - ①使用条件等の変更 ②作業工程の改善
 - ③設備の密閉化 ④局所排気装置等の設置
2. 作業管理
 - ①労働者がばく露されないような作業位置、姿勢又は方法の選択
 - ②呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
 - ③ばく露時間の短縮
 - ④作業を指揮する者の選任
3. 装置等の管理
 - ①局所排気装置等は作業が行われている間、適正に稼働させる。
 - ②局所排気装置等は定期的に保守点検を行う。
 - ③作業場外へ排出する場合、排気及び排液等による事業場の汚染の防止を図る。
4. 保護具

就業する作業員数以上に備え付け、常時有効なる清潔に保持する。
送気マスク使用時は当該労働者が有害空気を吸入しないような措置をとる。
5. 作業基準

作業環境測定

ヒドラジン類等を製造及び取り扱う屋内作業場においては...

- ①空気中における濃度を定期的に測定すること。
測定は**作業環境測定士**が実施し、**6ヶ月以内ごとに1回**実施するよう努める。
- ②作業環境評価基準による評価を行い、測定及び評価の記録を**30年間保存する**よう努める。
- ③ヒドラジン類等の**基準濃度は0.13mg/m³**。

指針においては、上記以外に「労働衛生教育について」、「ヒドラジン類等の製造等に従事する労働者の把握について」及び「危険有害性の表示について」がまとめられておりますので、厚生労働省のホームページよりご確認ください。

ヒドラジン類等及びその他の有害物質に関する作業環境測定、局所排気装置の性能測定等については、専門測定機関である日鉄テクノロジー(株)広畑事業所にご相談ください。